

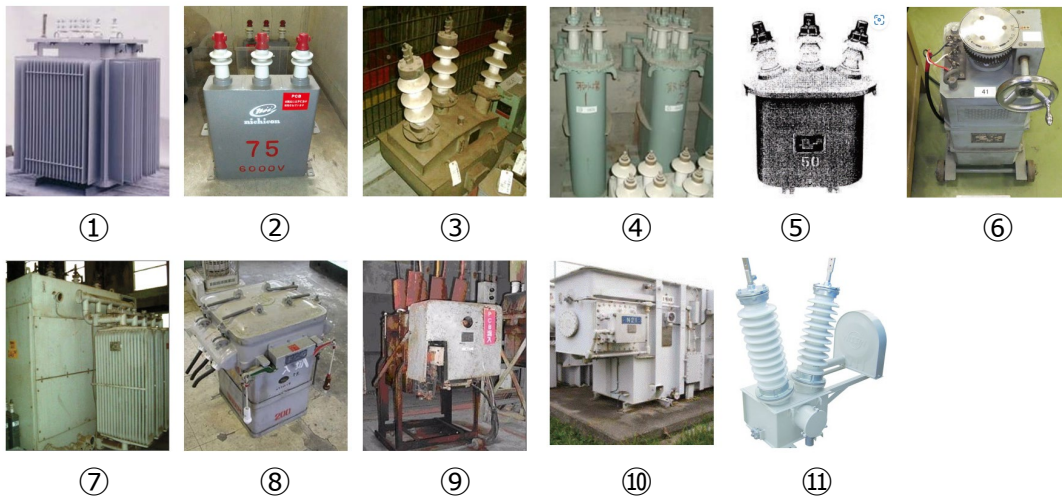
(参考) 絶縁油が PCB に汚染されている可能性がある機器について

※出典：環境省ホームページ

(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/about/contamination.html>)

1. 絶縁油が PCB に汚染されている可能性がある自家用電気工作物

- 電気事業法では、以下の 12 種類の電気工作物を「絶縁油が PCB に汚染されている可能性がある自家用電気工作物」として告示で定めています。
①変圧器、②電力用コンデンサー、③計器用変成器、④リアクトル、⑤放電コイル、⑥電圧調整器、
⑦整流器、⑧開閉器、⑨遮断器、⑩中性点抵抗器、⑪避雷器、⑫OF ケーブル
- 以下に①～⑪の外観の例を示します。



2. 絶縁油が PCB に汚染されている可能性がある非自家用電気工作物

- 電気事業法の自家用電気工作物に該当しない、いわゆる「非自家用電気工作物」として、以下のような機器等に組み込まれた「コンデンサー」があります。
①X 線発生装置、②X 線検査装置、③電気溶接機、④200～600V の低圧で受電する施設の分電盤に取り付けられた力率改善のためのコンデンサー、⑤工作機械・揚水ポンプ・乾燥機等に使われるモーターの起動用コンデンサー
- これらを駆動・制御するために高電圧発生装置としてコンデンサーが組み込まれていることがあります。

